

■東日本大震災に係る義援金等を支出された方へ

(町民税務課)

東日本大震災に係る義援金等を支出された方は所得税及び個人住民税において、確定申告により寄付金控除が適用される場合があります。

なお、確定申告期に税務署等に出向くことなく自宅で確定申告が行えるよう、国税庁のホームページ上に「確定申告書作成コーナー」を掲載しておりますのでぜひご利用ください。
<http://www.nta.go.jp>

お問い合わせ

税務G(内線253)

■子どもを守る110番の家協力者のみなさんへ

(教育委員会)

平成10年度から設置しております「子どもを守る110番の家」につきましては、日頃からご協力いただいております。現在、ところ大きな事故・事件もなく、子どもたちも元気に通学しています。

しかし、最近の報道及び近隣市町村の状況等から、子どもたちを狙った不審者・変質者が頻繁に出没しております。

子どもたちが安全確保のために避難する場合がございますので、今後ともみなさんの一層のご協力をお願いいたします。

なお、現在使用しておりますステッカーに欠損等がございますしたら、新しいものと取り替えさせていただきます。また、新たに協力いただける方についても、教育委員会までご連絡ください。

お問い合わせ

学校教育G ☎(84)1462



■農用地区域からの除外申請を受付します

(産業課)

農用地区域内にある農地を農地以外(宅地や資材置場など)として利用する場合は、農用地区域からの除外申請が必要ですが、除外した後、さらに農地転用、開発許可申請等も必要になります。

申請のあった土地の、要件や他法令との関係から必ずしも、ご希望に添えない場合があります。受付は年3回(2月・6月・10月)です。提出書類は要件により異なりますので、スムーズ

に手続が行えますよう、申請前にご相談ください。

受付期間

10月3日(月)から31日(月)まで

受付場所 産業課

お問い合わせ

地域産業G(内線261)

■農用地利用集積について

(農業委員会)

農地を遊休化し荒廃させると、年数を経るごとに農地性を失い、復旧するのに多大な投資と労力がかかります。

高齢や勤めで耕作できない方には、農業経営規模を拡大したい方に貸すことにより、農地の有効利用が図れるようになります。貸し借りの年限を区切って行うもので、3年・6年・10年を原則としています。

手続きにしましては、農用地利用集積計画申出書を貸し人・借り人の合意により、作成することとなっています。

推進期間は、9月1日から10月15日までとなっておりますので、希望される方はお申し出ください。

貸し手のメリット
 ・農地を貸しても農地法3条の許可は不要です。
 ・貸した農地は期間がくれば必ず返してもらえます。

・継続したいときは再設定することもできます。

借り手のメリット

・経営規模の拡大が図れます。
 ・農地を借りても農地法3条の許可は不要です。
 ・契約期間中は安心して耕作ができます。

・利用権の再設定で継続して借りることができず。

お問い合わせ

農業委員会(内線225)

■9月27日(火)からライターの販売規制が始まります

(産業課)

子どもライター遊びによる事故や火災を防ぐため、9月27日(火)から、PSCマークが表示されていない使い捨てライター等は原則として販売が禁止されます。

なお、PSCマークのついたライターであっても、子どもには触らせず、子どもの手の届かない所に保管しましょう。

また、ご家庭にある不要なライターはきちんとガス抜きをしてから、不燃ごみとして集積所へ出してください。

お問い合わせ

茨城県生活文化課

☎029(301)2828

地域産業G(内線262)

